記

路　線　名	工 事 の 区 間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号 （東京湾横断・木更津東金道路） （千葉県東金市丹尾から千葉県茂原市石神まで）	千葉県大網白里町餅木から千葉県大網白里町餅木まで 千葉県千葉市緑区小食土町から千葉県千葉市緑区小食土町まで	新設工事	平成24年６月１日
一般国道468号 （東京湾横断・木更津東金道路） （千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで）	千葉県木更津市下郡から千葉県木更津市下郡まで	新設工事	平成24年６月１日
一般国道６号 （仙台東部道路）	宮城県仙台市宮城野区福室（料金所部を除く）	新設工事	平成24年６月１日

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社公告第22号

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成24年５月31日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

工事の区間　旧）①高座郡寒川町田端から高座郡寒川町一ノ宮まで
②高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田から厚木市山際まで
④神奈川県相模原市南区当麻
⑤八王子市南浅川町からあきる野市牛沼まで
新）①高座郡寒川町田端から高座郡寒川町一ノ宮まで
②高座郡寒川町一ノ宮から高座郡寒川町宮山まで
③高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
④海老名市中新田から厚木市山際まで
⑤厚木市山際から厚木市上依知まで
⑥厚木市上依知から厚木市上依知まで
⑦神奈川県相模原市南区当麻
⑧八王子市南浅川町からあきる野市牛沼まで

工事区間変更日　平成24年６月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第23号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶㉘に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成24年５月31日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

企画割引「速旅　信州周遊プラン」

⑴　割引をする自動車

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イ又はロに定めるインターチェンジから⑷②に定めるインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②に定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。なお、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされている場合に限る。また、⑷②に定めるインターチェンジ相互間を通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、割引申込により指定された発着エリア（⑷①イに定める東京地区発着又は⑷①ロに定める名古屋地区発着をいう。）に応じて下表に掲げる額とする。

	軽 自 動 車 等	普　通　車
東京地区発着	5,200円	6,500円
名古屋地区発着	4,400円	5,500円

⑶　実施する期間

平成24年６月１日から平成24年８月31日まで。ただし、平成24年８月10日から平成24年８月19日までの間を除く。

⑷　適用インターチェンジ

①　出発及び到着エリア

イ　東京地区発着

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の高尾山インターチェンジ及び八王子西インターチェンジ。

ロ　名古屋地区発着

中央自動車道西宮線の土岐ジャンクションから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び小牧インターチェンジから大垣インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第一東海自動車道の豊田ジャンクションから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから美濃インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東ジャンクションから豊田ジャンクションまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田東ジャンクションから関広見インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

②　目的地エリア

中央自動車道西宮線の小淵沢インターチェンジから中津川インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから豊科インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。